

保存樹、保存樹林指定に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山口市の生活環境の保全に関する条例施行規則（平成17年山口市規則第104号。以下「規則」という。）第6条に規定する保存樹又は保存樹林（以下「保存樹等」という。）の指定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の対象区域)

第2条 保存樹等を指定できる区域は、山口市全域とする。

(指定のための調査)

第3条 指定のための調査は、次のとおりとする。

- (1) 事前調査 市の調査、市民からの連絡等により、随時現地を調査し、健全で美観上特に優れている保存樹等のうち、所有者の指定同意が得られたものについて調査票（個票）を作成する。
- (2) 本調査 一定期間ごとに、第5条に定める専門員及び関係職員が現地を踏査確認し、協議の上、保存樹等について指定の可否及び指定の順位を定める。

なお、順位については、歴史、観光、文化等総合的見地から判定するものとし、市街地又はその周辺部及び急速に市街化が予想される地域における保存樹等について優先的に行うものとする。

(指定)

第4条 市は、毎年度予算の範囲内において本調査における順位に従い順次保存樹等の指定を行うものとする。

(その他)

第5条 専門員は、樹木について造けいの深い次に掲げる者に依頼するものとする。

- (1) 山口市造園協会の推薦する組合員 若干名
- (2) 山口県農林総合技術センター 若干名

2 関係職員は、次のとおりとする。

- (1) 社会教育課長
- (2) 観光交流課長
- (3) 農林整備課長
- (4) 都市整備課長
- (5) 関係所属長

附 則

(施行期日)

この要領は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。